

## 資料目次

- (資料 1-1) こども教育学部カリキュラムマップ
- (資料 2-1) 九州栄養福祉大学履修規程, GPA 制度について
- (資料 3-1) 履修モデル①～⑦
- (資料 4-1) 【幼稚園】実習先一覧及び承諾書
- (資料 4-2) 【小学校・特別支援学校】実習先一覧及び承諾書
- (資料 4-3) 【児童養護施設】実習先一覧及び承諾書
- (資料 4-4) 【保育園・保育所】実習先一覧及び承諾書
- (資料 5-1) 学術及び教育・研究に寄与する雑誌一覧
- (資料 6-1) 九州栄養福祉大学 教授会規程
- (資料 6-2) 九州栄養福祉大学 教員選考規程
- (資料 6-3) 九州栄養福祉大学 常置委員会運営規程
- (資料 6-4) 九州栄養福祉大学 常置委員会審議事項
- (資料 6-5) 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学教職課程委員会規程
- (資料 6-6) 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学倫理委員会規程
- (資料 6-7) 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験委員会規程
- (資料 7-1) 九州栄養福祉大学自己点検・評価委員会規程

こども教育学部こども教育学科カリキュラムマップ（太字は卒業必修、赤字は特支一種必修、青字は保育士必修）

	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
DP1 こども や教育 に対する基礎 的理解	教育原理（脇田、若松昭彦・美沙）	2 教育心理学（松本）	2 こどもの理解と教育相談（村田）	2 幼児の理解と教育相談（村田、寺本）	2			
				児童・生徒の生活と進路指導（村田）	2			
	教職概論（上森）	2 学校運営と制度（脇田）	2 道徳教育の理論と方法（武田）	2			総合的な学習の時間（大庭）	2 保育・教職実践演習（休業小）
		教育課程・保育計画（岡井）	2 初等科課程編成論（岡井）	2 学級経営論Ⅰ（脇田）	2 学級経営論Ⅱ（脇田）	1	こどもの表現（総合演習）（北嶋、笹部）	1 保幼小連携論（武田）
				教育方法論（武田）	2		ICTを活用した授業構築（武田）	2 特別活動指導論（脇田）
							こども家庭支援の心理学（松本）	2 発達心理学（松本）
	特別支援教育概論（山田）	2	障がいと教育（山田）	2	知的障害児教育（若松）	2 知的障害児指導法（若松）	2 視覚障害児教育総論（若松）	2 病弱児の心理・生理・病理（若松）
				肢体不自由児教育（若松）	2 肢体不自由児指導法（若松）	2 聴覚障害児教育総論（若松）	2 知的障害児の心理・生理・病理（若松）	
				病弱児教育（若松）	2 発達障害児教育総論（若松）	2	肢体不自由児の心理・生理・病理（若松）	
DP2 教育に 対する 専門的 理解 （専門 教育科 目群）	領域のねらい（木本）	2	領域の指導法（木本）	1 健康（原本）	2 健康の指導法（原本）	1		
		環境（本田、垂水）	2 環境の指導法（小島）	1 表現（寺本）	2 表現の指導法（寺本）	1		
		人間関係（寺本）	2 人間関係の指導法（寺本）	1				
		言葉（武田）	2 言葉の指導法（上森）	1				
	保育原理（前川）	2						
	社会福祉（田中）	2 こども家庭福祉（井田）	2 こども家庭福祉演習Ⅰ（井田）	1 こども家庭福祉演習Ⅱ（井田）	1			
				社会的養護Ⅰ（竹並）	2 社会的養護Ⅱ（田中）	1 こどもの健康と安全（川副）	1 こどもの保健（伊藤）	
		障害児保育Ⅰ（花田）	1 障害児保育Ⅱ（山根）	1 乳児保育Ⅰ（川副）	2 乳児保育Ⅱ（川副）	1 子育て支援（本田）	1 保育指導論（吉田）	
	音楽教育理論（北嶋）	2 音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ（笹部、北嶋）	1 音楽教育基礎（ピアノ）Ⅱ（笹部、北嶋）	1 音楽教育基礎（ピアノ）Ⅲ（笹部、北嶋）	1 音楽教育基礎（ピアノ）Ⅳ（笹部、北嶋）	1 音楽教育応用（わらべうた）（丸田）	1 音楽教育応用（様々な楽器）（山田）	
			体育（原本）	2 体育科教育実践Ⅰ（原本）	1 体育科教育実践Ⅱ（原本）	1	ボディパーカッション教育Ⅰ（山田、北嶋）	
				家庭科教育論（内本）	2 家庭科指導法（内本）	1	こどもの食と栄養Ⅰ（室井）	
					生活科教育概論（浦田）	2 生活科指導法（浦田）	1	
		社会科教育論（筒井）	2 社会科指導法（筒井）	1				
			国語科教育論（武田）	2 国語科指導法（上森）	1	地域と学校（武田）		
			英語科教育概論（井之上）	2 英語科指導法（井之上）	1			
			算数科教育論（前川）	2 算数科指導法（前川）	1			
			理科教育論（花島）	2 理科指導法（花島）	1			
造形の理論（都留）	2 こどもの造形Ⅰ（都留）	1 こどもの造形Ⅱ（都留）	1 こどもの造形Ⅲ（都留）	1				
DP3 共生社 会にお いて身 に付け るべき 資質・ 能力	健康スポーツ科学Ⅰ（原本）	1 健康スポーツ科学Ⅱ（原本）	1			生活の中のジェンダー（樋口）	2	
	日本国憲法（水野）	2 人権教育概論（山田）	2		幼稚園教育実習Ⅰ（小島、本田）	1 幼稚園教育実習Ⅱ（小島、本田）	3 特別支援学校教育実習（若松昭彦・美沙）	
	消費者行動論（林）	2			幼稚園教育実習事前・事後指導（小島、本田）	1	特別支援学校教育実習事前・事後指導（若松昭彦・美沙）	
	美術（都留）	2 化学（戸田）	2		小学校教育実習（岡井、村田）	4		
	英語Ⅰ（井之上）	1 英語Ⅱ（井之上）	1 中国語の基礎（鳥丸）	1	小学校教育実習事前・事後指導（岡井、村田）	1		
	統計学（松本）	2			保育実習ⅠA（保育所）（吉田）	2 保育実習Ⅱ（施設）（井田）○	2 保育実習Ⅲ（保育所）（吉田）	
	エネルギー代謝学（和辻）	2	バイオサイエンス（和辻）	2	保育実習指導Ⅰ（吉田、井田）	2	保育実習Ⅳ（施設）（井田）○	
		コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ（約野）	2 society5.0の世界（赤松）	2		○は教職の介護等体験を兼ねる		
	AI・データサイエンス入門（萩原）	1	農園演習（室井）	1		保育実習指導Ⅱ（保育所）（吉田）		
	デジタルメディアリテラシー（萩原）	2	国際理解（海外研修）（竹並・梅崎）	2		保育実習指導Ⅲ（施設）（井田）		
DP4主題 を建て 自ら学 ぶ	キャリア研究Ⅰ（脇田、井之上、岡井）	1 キャリア研究Ⅱ（脇田、井之上、岡井）	1 建学の精神と健康生活（脇田）	2 プレゼミナール（専任教員）	1 ゼミナールⅠ（専任教員）	1 ゼミナールⅡ（専任教員）	1 卒業研究Ⅰ（専任教員）	
							2 卒業研究Ⅱ（専任教員）	
単位数	29	31	34	30	25	25	26	
開講単 位	60		64		50		48	
非常勤人 数	3	3 6	5	4 9	2	1 3	1	
非常勤コ マ数	4	3 7	5	4 9	2	1 3	1	

# 九州栄養福祉大学 履修規程

## 1. 授 業 科 目

第1条 授業科目は大きく分けて次のとおりである。

### 【食物栄養学部】

#### (1) 基礎教養科目

##### <食物栄養学科>

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 本学教育への理解  | ④ 人間と科学への理解   |
| ② 人間と文化への理解 | ⑤ 語学と国際社会への理解 |
| ③ 人間と社会への理解 | ⑥ 健康と運動への理解   |

##### <食環境データサイエンス学科>

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ① 本学教育への理解        | ③ 語学と国際社会への理解 |
| ② 人間と文化・社会・科学への理解 | ④ 健康と運動への理解   |

#### (2) 専門教育科目

##### <食物栄養学科>

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ① 管理栄養士基本科目 | ⑤ 食と健康分野       |
| ② 専門基礎科目    | ⑥ 食品産業・流通分野    |
| ③ 福祉分野      | ⑦ 卒業研究         |
| ④ 実践栄養分野    | ⑧ 教職に関する専門教育科目 |

##### <食環境データサイエンス学科>

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 食と健康科目     | ③ 食環境マネジメント科目 |
| ② データサイエンス科目 | ④ 卒業研究        |

### 【リハビリテーション学部】

#### (1) 基礎教養科目

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ① 本学教育への理解     | ③ 人間と科学への理解   |
| ② 人間と文化・社会への理解 | ④ 語学と国際社会への理解 |

#### (2) 専門基礎科目

- ① 人体の構造と機能及び心身の発達
- ② 疾病と障害の成り立ち及び回復の過程の促進
- ③ 保健医療福祉とリハビリテーションの理念

#### (3) 専門教育科目

##### <理学療法学科>

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ① 基礎理学療法学 | ⑤ 地域理学療法学    |
| ② 理学療法管理学 | ⑥ 臨床実習       |
| ③ 理学療法評価学 | ⑦ 資格取得に関する科目 |
| ④ 理学療法治療学 |              |

<作業療法学科>

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ① 基礎作業療法学 | ⑤ 地域作業療法学    |
| ② 作業療法管理学 | ⑥ 臨床実習       |
| ③ 作業療法評価学 | ⑦ 資格取得に関する科目 |
| ④ 作業療法治療学 |              |

【こども教育学部】

- (1) 基礎教養科目
- |           |       |
|-----------|-------|
| ①本学教育への理解 | ③人文科学 |
| ②社会科学     | ④自然科学 |
- (2) 専門教育科目（教職：一部保育士資格含む）
- ①領域（教科）に関する専門的事項・特別支援教育の基礎理論に関する科目
  - ②保育内容（各教科）の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
  - ③特別支援教育領域に関する科目
  - ④教育の基礎的理解に関する科目
  - ⑤道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
  - ⑥教育実践に関する科目
  - ⑦大学が独自に開設する専門教育科目
  - ⑧免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
- (3) 専門教育科目（保育士資格）
- ①保育の本質・目的に関する科目
  - ②保育の対象の理解に関する科目
  - ③保育の内容・方法に関する科目
  - ④保育実習
- (4) ゼミナール

## 2. 履修方法

第2条 本学卒業の資格を得るためには、4年以上在学し、124単位以上を取得しなければならない。

第3条 履修の方法は、次の基準による。

【食物栄養学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門教育科目 100 単位以上取得しなければならない。
- (2) 食物栄養学科で栄養士の資格および管理栄養士の国家試験受験資格を得ようとする者は、栄養士法、同法施行規則および管理栄養士学校指定規則に規定する単位を取得しなければならない。

【リハビリテーション学部】

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門基礎科目および専門科目 104 単位もしくは 108 単位以上取得しなければならない。
- (2) 理学療法士または作業療法士の国家試験受験資格を得ようとする者は、理学療法士及び作業療法士法、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に規定する単位を取得しなければならない。

**【こども教育学部】**

- (1) 別表の履修単位表に定めるところに従って、基礎教養科目 24 単位以上、専門教育科目 100 単位以上取得しなければならない。
- (2) 幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭一種免許状及び保育士資格を得ようとする者は、教育職員免許法施行規則並びに児童福祉法施行規則第 6 条の 2 の 2（第 1 項第 3 号）に規定する単位を取得しなければならない。

第 4 条 単位の計算は次の基準による。

- (1) 講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 実験・実習および実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

第 5 条 各年次の学生が履修する授業科目および単位数は別表の履修単位表のとおりである。履修する授業科目の選択にあたっては、履修単位表に指示する履修の順序に従わなければならない。

2 授業科目の履修制限を以下のとおり定める。

**【食物栄養学部 食物栄養学科】**

1. 履修指導において、「基礎化学」の履修を義務付けられた者は、「基礎化学」の単位を取得していなければ、「化学」を履修できない。
2. 履修指導において、「基礎生物学」の履修を義務付けられた者は、「基礎生物学」の単位を取得していなければ、「生化学Ⅰ」を履修できない。
3. 別途定める臨地実習科目を履修するために必要な単位を取得していなければ、臨地実習科目を履修できない。

**【食物栄養学部 食環境データサイエンス学科】**

1. 「キャリアガイダンスⅠ」「キャリアガイダンスⅡ」の単位を取得していなければ、「キャリアガイダンスⅢ」および「キャリアガイダンスⅣ」を履修できない。
2. 専門教育科目において、科目名に「基礎」が付く下記の基礎科目の単位を取得していなければ、関連する科目を履修できない。  
「微積分学基礎」（「データサイエンスのための微積分学」の履修に必要）  
「確率統計学基礎」（「データサイエンスのための確率統計学」の履修に必要）

「プログラミング基礎」（「プログラミング演習」の履修に必要）

「データサイエンス基礎演習」（「データサイエンス実践演習」の履修に必要）

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅱ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」および「臨床実習Ⅴ」を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 3年前期までの卒業必修科目をすべて修得していなければ、3年後期に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修できない。
2. 「臨床実習Ⅱ」を修得していなければ、「臨床実習Ⅲ」を履修できない。
3. 「臨床実習Ⅳ」および「臨床実習Ⅴ」を修得していなければ、4年後期に開講される卒業必修科目を履修できない。

【こども教育学部 こども教育学科】

1. 「教育原理」、「教職概論」、「教育心理学」、「特別支援教育概論」、「幼児の理解と教育相談」あるいは「こどもの理解と教育相談」、「保育原理」、「こども家庭福祉」を修得していなければ、「教育実習」または「保育実習」を履修できない。
2. 「小学校教育実習」及び「小学校教育実習事前・事後指導」を修得していなければ、「特別支援学校教育実習」及び「特別支援学校教育実習・事前事後指導」を履修できない。
3. 「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を修得していなければ、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を履修できない。

### 3. 受 講

第6条 学生は、毎学期始めの所定の期間内に基礎教養科目、専門教育科目または専門基礎科目、専門科目について希望の授業科目を選択して履修登録を行い（原則 UNIPA を利用）、教務課に提出し、授業担当者および学長の承認を得なければならない。ただし、選択の範囲は時間割、その他の都合によって制限されることがある。

なお、選択した選択科目を中止（変更）するときは、授業担当者を通じて学長に願い出なければならない。

ただし、科目変更は受講指導期間内に限る。

- 2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。ただし、次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。
  - (1) 教職に関する専門教育科目
  - (2) 学長が認めた科目
- 3 前項の規定にかかわらず、次の者は教務部長の許可を得て、登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

- (1) 所定の単位を優れた成績をもって取得した者
- (2) 相当な理由により、学長がとくに認めた者

第7条 選択科目は年度によって開講しないことがある。開講した授業科目でも、受講者数が10名に満たない場合には、開講を取り止めることがある。

第8条 各授業科目は、その内容、教室の都合によって受講人員を制限することがある。

## 4. 進級制度

第9条 進級制度を以下のとおり定める。

### 【食物栄養学部 食物栄養学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - ① 「キャリアガイダンスⅡ」の単位を取得すること。
  - ② 2年次までに開講されるすべての卒業必修の実験・実習科目の単位を取得すること（集中で実施されるものは除く）。
  - ③ 2年次までに開講される卒業必修科目のうち、単位未修得科目が前期あるいは後期で2科目以内かつ通年で3科目以内であること。

なお、進級できなかった場合、「キャリアガイダンスⅡ」の単位は認定されない（再履修とする）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

3年次までに開講されるすべての卒業必修科目の単位を取得すること（集中で実施される実験・実習、「臨地実習Ⅲ」は除く）。

編入生で時間の都合上やむを得ず履修できないと認められる科目については、この限りではない。

なお、進級できなかった場合、「キャリアデザイン」の単位は認定されない（再履修とする）。

### 【食物栄養学部 食環境データサイエンス学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - ① 「キャリアガイダンスⅠ」「キャリアガイダンスⅡ」「キャリアガイダンスⅢ」「キャリアガイダンスⅣ」の単位を取得していること。
  - ② 2年次までに開講される卒業必修科目のうち、単位未取得科目が前期2科目以内かつ後期2科目以内であること。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - ① 「データサイエンス基礎演習」「データサイエンス実践演習」の単位を取得していること。
  - ② 3年次までに開講される卒業必修科目のうち、単位未取得科目が前期2科目以内であること（後期開講科目はすべて単位取得済みであること）。

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
  - ① 2年次までに開講される卒業必修科目をすべて修得すること（ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学Ⅱ」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
  - ① 3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を修得すること。

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
  - 2年次までに開講される卒業必修科目をすべて修得すること（ただし、前期開講科目のうち、未修得科目が「解剖学Ⅰ」、「生理学Ⅰ」、「運動学Ⅱ」を除く2科目以内であれば3年に進級できる場合がある）。
2. 4年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
  - 3年後期に開講される「臨床実習Ⅲ」を修得すること。

【こども教育学部 こども教育学科】

1. 3年に進級するには、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
  - ① 2年次学年末において取得単位総数が62単位以上であること。
  - ② 2年次までに開講される「教育原理」、「教職概論」、「教育心理学」、「特別支援教育概論」、「幼児の理解と教育相談」または「こどもの理解と教育相談」のいずれか、「保育原理」、「こども家庭福祉」の単位（計7科目）を取得していること。
2. 4年に進級するには「ゼミナールⅠ・Ⅱ」の単位を取得していること。

## 5. 科目等履修生

第10条 学則第66条により科目等履修生として受講を希望する者は、所定の「科目等履修生願書」に履歴書、最終学校卒業証明書および健康診断書を添えて学長に願出しなければならない。

- 2 科目等履修生に対する審議は次の基準による。
  - (1) 正規の学生の学習の妨げのない場合に限る。
  - (2) 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者。
  - (3) 身元確実な保証人を有する者。
- 3 科目等履修生の受講許可は毎学期始めに行う。
- 4 受講の期間は1期または1年とする。
- 5 科目等履修生は1単位の講義・演習もしくは実習・実技に対して10,000円の受講料を定められた期日までに納めなければならない。
- 6 この他、科目等履修生に関する規定は一般学生に準ずるものとし、必要な事項については教授会の議によるものとする。

## 6. 特別聴講学生

第 11 条 学則第 67 条により特別聴講学生として受講を希望する者は、所定の「特別聴講履修願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

## 7. 外国人留学生

第 12 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に対する審議は次の基準による。

- (1) 外国において 12 年の学校教育課程を修了した者。
- (2) 出入国管理および難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者。
- (3) 日本の大学で学ぶのに十分な日本語能力を有する者。
- (4) 本学に入学を志願する者は、次の書類に受験料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ① 入 学 願 書   | ⑦ 外国人登録済証明書        |
| ② 履 歴 書     | ⑧ 在日の身元保証人保証書      |
| ③ 卒 業 証 明 書 | ⑨ 保証人の身元引受証明       |
| ④ 成 績 証 明 書 | ⑩ 保証人の誓約書          |
| ⑤ 健 康 診 断 書 | ⑪ 保証人保証書           |
| ⑥ 誓 約 書     | ⑫ 学費等の支弁能力を立証する証明書 |

- (5) 選考は、出願書類、学力試験、作文ならびに面接（保証人を含む）の結果を総合して行うものとする。
- (6) 保証人は 1 名とし、日本国に在住し、在学中に一切の連帯責任を負えると本学が認めた者でなければならない。
- (7) 入学後、本人または保証人の責任により、修学上著しい支障を生じたときは、退学を命ずることがある。
- (8) 外国人留学生の定員は別に定める。
- (9) 本規定は外国人科目等履修生にも準用する。

## 附 則

この改正規定は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規定は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規定は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

## 他の大学または短期大学における授業科目の履修等に関する規程

第1条 学則第26条第3項に基づく他の大学等における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

第2条 他の大学等における授業科目の履修は、本学において教育上有益と認め、かつ当該大学等との協議が成立した場合について実施する。

第3条 他の大学等での履修期間中の身分は、当該大学等の定めによる特別聴講学生とし、当該大学等の学則および指示・決定に従う義務を負う。

第4条 他の大学等での修業期間は、本学の在学期間に算入する。

第5条 他の大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する学科の授業科目とする。

2 他の大学等で履修した科目について修得した単位は、教授会で適当と認められたものについて、60単位を限度として設定することができる。

第6条 他の大学等において、授業科目の履修を志願する者は、次の書類を履修開始前の所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 学部長の推薦書

第7条 他の大学等における授業科目の履修志願者の選考は、教授会において行う。

第8条 その他の事項については、当該大学等との協議に基づいて、別にこれを定める。

### 附 則

1 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

# 入学前の既修得単位の認定に関する規程

第1条 学則第28条第4項に基づく入学前の既修得単位の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条 入学前に修得した科目および単位の認定は、当該学生の所属する学科の授業科目とし、合計60単位を超えない範囲で行うものとする。

2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

第3条 入学前の既修得単位認定の申請をする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書
- (2) 単位修得・成績に関する証明書
- (3) 修得科目の授業内容を示す文書

第4条 入学前の既修得単位の認定は教務委員会が審査し、教授会の議を経て学長が行う。

第5条 入学前の既修得単位の認定の結果については教務課より本人に通知する。

## 附 則

1 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

# 九州栄養福祉大学 成績考査規程

## 1. 総 則

第1条 本学は学則第15条に基づいて、成績考査規程を設ける。

第2条 成績考査については、学則第9条、第10条、第11条、第14条、第24条およびこの成績考査規程の定めるところによる。

## 2. 単位の認定

(認定方法)

第3条 単位の認定は試験(含む実技試験)、レポート、実習製作(教材)の提出により、合格した者には、その授業科目の所定の単位を与える。

2 通年科目は原則として、各学期の成績を平均して評価を行う。

(単位不分割)

第4条 通年科目の単位の分割は原則として認めない。

(成績評価の基準)

第5条 成績の評価は点数をもってするが、本人および保護者への成績通知には秀・優・良・可・不可の評語をもってする。

評 価	評 価 点	合 否
秀	90 ~ 100	合 格
優	80 ~ 89	
良	70 ~ 79	
可	60 ~ 69	
認 定	—	
不 可	59以下	不 合 格

※1点未満の端数があるときは、四捨五入する。

## 3. 試 験

(受験資格の喪失)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができない。

1. 欠席時数が授業時数の3分の1以上におよぶ者。
2. 所定の期日までに、授業料、その他納入金および聴講料を完納していないとき。  
ただし、やむを得ない事由のあるものは、所定の手続き(授業料その他納入金延期願)により許可を受けなければならない。
3. 受験中に学生証を所持していないとき。
4. 試験開始後20分以上遅刻したとき。

(不正行為者の取扱い)

第7条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その試験科目を無効とする。

なお、その後の処置は教授会において講ずる。

(試験場における心得)

第8条 試験場においては、次の各号を守らなければならない。

1. 試験入場者の棄権は認めない。ただし、急病その他やむを得ないと認められる場合は、監督者は、答案提出を求めて許可することがある。
2. 発言を要する場合は、かならず監督者の許可を得ること。
3. 試験開始後30分を経過しない場合は、退場することができない。
4. 試験場では許可された物以外は、一切所持することができない。
5. 一度提出した答案は、理由の如何にかかわらず返付しない。
6. 試験場では、許可なく物品の貸借をしてはならない。
7. 学生証を机の上に置き、監督者に明示する。なお、追・再試験の場合、学生証の他に受験票を机の上に提示すること。

#### 4. 追試験および再試験

(追試験)

第9条 追試験の実施については、以下のよう定める。

1. 病気その他やむを得ない事由により、受験することができない者は、所定の願書(欠試届・追試験)に医師の診断書または事由証明書を添え、当該試験日より5日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出し、許可を得なければならない。
2. 前号に該当しない事由により受験しなかった場合については、願い出により試験を行うことがある。その場合には再試験扱いとする。
3. 追試験は学期試験終了後1回だけ行う。
4. 追試験の得点は90点を限度とする。ただし、情状によりこの制限を免除し、または緩和することがある。

(再試験)

第10条 再試験の実施については、以下のよう定める。

1. 試験の結果、不合格となった科目については、本人の願い出により再試験を行うことがある。
2. 再試験の願い出は、成績発表後5日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出しなければならない。
3. 試験にかわるレポートを提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を3日とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは再試験に準ずる。
4. 教材の提出最終日は各学期の終りとする(定期試験期日の最終日より一週間後の日までとする)。提出期限までに許可なく提出しない者は、猶予期間を3日間とする。猶予期間中に提出する場合の取り扱いは再試験に準ずる。
5. 再試験で単位が認定されない場合は、再履修することを原則とする。
6. 再試験の得点は原則として可とする。

(追・再試験の受験料)

第 11 条 追試験および再試験の受験料については、次のように定める。

1. 追試験の受験料は 1 科目について 1,000 円とする。再試験の受験料は 1 科目について 3,000 円とする。ただし、既納の追・再試験受験料は返還しない。
2. 全科目の追試験を受ける者に対しては、教授会の議を経て受験料の総金額について考慮されることがある。
3. 学外実習による追試験料は免除とする。
4. 学校保健安全法第 19 条（出席停止）による追試験料は免除とする。

## 5. その他

第 12 条 試験の結果、合格点を得た科目は、再履修することができない。

第 13 条 卒業延期者の授業料その他納入金は、卒業の認定された日の属する納付期の分はこれを徴収する。

第 14 条 卒業単位を修得した者で、栄養士免許証取得のための単位を必要とする者は、科目等履修生扱いとする。

## 附 則

- 1 この改定規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改定規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## GPA制度について

本学では GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 制度を導入しています。GPA は皆さんが自身の成績状況を的確に把握するための指標です。自身の GPA を把握し、無理のない履修計画を立て、主体的に学習に取り組んでください。

### 1. GPAの算出方法

#### (1) 各科目の GP

各科目の GP (グレード・ポイント) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$GP = \frac{100 \text{ 点法による評点} - 55}{10}$$

上記の計算式により、各科目の GP が以下のように求まる。

評点	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	—
評価	秀	優	良	可	不可、失格	認定
GP	4.5～3.5	3.4～2.5	2.4～1.5	1.4～0.5	0.0	除外

#### (2) 学期 GPA

各科目の GP と単位数から、学期 GPA (学期に取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期の【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{当該学期の【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

#### (3) 通算 GPA

通算 GPA (入学時から今学期までに取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

## 2. 表彰や奨学制度への活用

卒業時等における成績優秀者への各種表彰や奨学金に関わる選考にあたり GPA の値を活用する。

## 3. 再履修・履修取消等における取扱い

#### (1) 再履修科目

不合格科目を再履修し、合格となった科目は、合格の評価が与えられた学期の学期 GPA および通

算 GPA に算入し、再履修前の不合格評価については、通算 GPA に算入しない。ただし、不合格の評価を与えられた学期の学期 GPA には算入する。

#### (2) 履修取消等

履修登録をして、学期途中で出席しなくなった科目についても GPA の計算対象となる。履修登録変更期間中に履修取消手続きを行った科目については、GPA の計算対象にならない。

### 4. GPAの通知

学生に対しては GPA を適宜通知するので、自身の GPA について把握し、学修に役立てるようにすること。

保護者に対しては、各学年の年度末に成績通知を発送する。

### 5. GPAと学修指導

#### (1) GPA の値が良好な者

困難な履修計画を防止するため、学期中に履修できる単位数に上限を定める (CAP 制)。ただし、GPA の値が良好な学生については「学修意欲が高い」「余裕がある」と判断して、上限以上の履修を認める場合がある。

#### (2) GPA の値が不良な者

①GPA の値が不良である学生に対して、学科教員を中心として学修指導を行う。とくに指導が必要と考えられる場合や改善が見られない場合は、保護者同席の上で指導を行うこともある。

②学期 GPA が 3 学期連続して 1.00 未満の学生には学長が指導および進路変更を促す。ただし、通算 GPA が 1.00 以上の場合と①の指導がなされていない場合は、この対象とはしない。

【履修モデル①】 小学校教諭一種免許状+特別支援学校一種免許状

区分	1年	2年	3年	4年	
基礎 教養 科目	キャリア研究Ⅰ	建学の精神と健康生活			
	キャリア研究Ⅱ	農園演習			
	人権教育概論	国際理解（海外研修）			
	日本国憲法	バイオサイエンス			
	消費者行動論				
	英語Ⅰ				
	英語Ⅱ				
	化学				
	コンピュータリテラシーⅠ				
	コンピュータリテラシーⅡ				
	デジタルメディアリテラシー				
	健康スポーツ科学Ⅰ				
	健康スポーツ科学Ⅱ				
	18単位	7単位			
専門 教育 科目	教職に 関する 科目 (教科・ 指導法)	社会科教育論	国語科教育論	生活科教育概論	知的障害児の心理・生理・病理
		音楽教育理論	算数科教育論	生活科指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理
		造形の理論	理科教育論	家庭科指導法	病弱児の心理・生理・病理
		音楽教育基礎(ピアノ)Ⅰ	家庭科教育論	知的障害児教育	視覚障害児教育総論
		こどもの造形Ⅰ	体育	知的障害児指導法	聴覚障害児教育総論
			英語科教育概論	肢体不自由児教育	
			国語科指導法	肢体不自由児指導法	
			社会科指導法	病弱児教育	
			算数科指導法	発達障害児教育総論	
			理科指導法		
		体育科教育実践法Ⅰ			
		英語科指導法			
	8単位	18単位	16単位	10単位	
	教職 科目 (基礎)	教育原理	障がいと教育	ICTを活用した授業構築	総合的な学習の時間
		教職概論	初等科課程編成論	小学校教育実習	特別活動指導論
		学校運営と制度	こどもの理解と教育相談	小学校教育実習事前・事後指導	特別支援学校教育実習
		教育心理学	道德教育の理論と方法		特別支援学校教育実習事前・事後指導
		特別支援教育概論	教育方法論		保育・教育実践演習(保幼小)
			児童・生徒の生活と進路指導		保幼小連携論
10単位	12単位	7単位	11単位		
ゼミ ナール		ブレゼミナール	ゼミナールⅠ	卒業研究Ⅰ	
			ゼミナールⅡ	卒業研究Ⅱ	
単位数計	36単位	36単位	27単位	25単位	

計  
総取得単位数:124単位

【履修モデル②】幼稚園教諭一種免許状+保育士資格

区分	1年	2年	3年	4年	
基礎 教養 科目	キャリア研究Ⅰ	建学の精神と健康生活			
	キャリア研究Ⅱ	農園演習			
	人権教育概論	society5.0の世界			
	日本国憲法	国際理解（海外研修）			
	消費者行動論				
	英語Ⅰ				
	英語Ⅱ				
	コンピュータリテラシーⅠ				
	コンピュータリテラシーⅡ				
	AI・データサイエンス入門				
	デジタルメディアリテラシー				
	健康スポーツ科学Ⅰ				
	健康スポーツ科学Ⅱ				
	17単位	7単位			
専門 教育 科目	教職 科目 （領域・ 指導法）	人間関係	健康	健康の指導法	こどもの表現（総合劇演習）
		環境	表現	表現の指導法	音楽教育応用（様々な楽器）
		言葉	環境の指導法	音楽教育基礎（ピアノ）Ⅳ	こどもの食と栄養Ⅰ
		領域のねらい	人間関係の指導法	音楽教育応用（わらべうた）	こどもの食と栄養Ⅱ
		音楽教育理論	言葉の指導法	体育科教育実践法Ⅱ	
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ	領域の指導法		
		こどもの造形Ⅰ	音楽教育基礎（ピアノ）Ⅱ		
			音楽教育基礎（ピアノ）Ⅲ		
			こどもの造形Ⅱ		
			体育科教育実践法Ⅰ		
		12単位	12単位	5単位	4単位
	教職 科目 （基礎）	教育原理	障がいと教育	幼稚園教育実習Ⅰ	特別活動指導論
		教職概論	幼児の理解と教育相談	幼稚園教育実習Ⅱ	保育・教育実践演習（保幼小）
		学校運営と制度	道徳教育の理論と方法	幼稚園教育実習事前・事後指導	保幼小連携論
		教育心理学	教育方法論	生活の中のジェンダー	
		特別支援教育概論	児童・生徒の生活と進路指導		
		教育課程・保育計画			
		12単位	10単位	7単位	6単位
	保育 士 科目	保育原理	こども家庭福祉演習Ⅰ	こども家庭支援の心理学	こども家庭支援論
		こども家庭福祉	こども家庭福祉演習Ⅱ	乳児保育Ⅱ	こどもの保健
		社会福祉	社会的養護Ⅰ	こどもの健康と安全	発達心理学
		障害児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	社会的養護Ⅱ	保育指導論
障害児保育Ⅱ			子育て支援	保育実習Ⅱ（保育所）	
			保育実習ⅠA（保育所）	保育実習指導Ⅱ（保育所）	
			保育実習ⅠB（施設）		
			保育実習指導Ⅰ		
7単位	7単位	12単位	11単位		
ゼミ ナール		プレゼミナール	ゼミナールⅠ	卒業研究Ⅰ	
			ゼミナールⅡ	卒業研究Ⅱ	
単位数計	48単位	38単位	25単位	25単位	

総取得単位数：136単位

【履修モデル③】幼稚園教諭一種免許状+小学校教諭一種免許状

区分	1年	2年	3年	4年	
基礎 教養 科目	キャリア研究Ⅰ	建学の精神と健康生活			
	キャリア研究Ⅱ	農園演習			
	人権教育概論	society5.0の世界			
	日本国憲法	国際理解（海外研修）			
	消費者行動論				
	英語Ⅰ				
	英語Ⅱ				
	コンピュータリテラシーⅠ				
	コンピュータリテラシーⅡ				
	AI・データサイエンス入門				
	デジタルメディアリテラシー				
	健康スポーツ科学Ⅰ				
	健康スポーツ科学Ⅱ				
	17単位	7単位			
専門 教育 科目	教職 科目 （領域・ 指導法）	人間関係	健康	生活科教育概論	こどもの表現（総合劇演習）
		環境	表現	健康の指導法	こどもの食と栄養Ⅰ
		言葉	国語科教育論	表現の指導法	こどもの食と栄養Ⅱ
		領域のねらい	算数科教育論	生活科指導法	ボディパーカッション教育Ⅰ
		社会科教育論	理科教育論	家庭科指導法	ボディパーカッション教育Ⅱ
		音楽教育理論	家庭科教育論		地域と学校
		造形の理論	体育		こどもと学校の歴史
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ	英語科教育概論		
		こどもの造形Ⅰ	環境の指導法		
			人間関係の指導法		
			言葉の指導法		
			領域の指導法		
			国語科指導法		
			社会科指導法		
		算数科指導法			
		理科指導法			
		体育科教育実践法Ⅰ			
		英語科指導法			
		学級経営論Ⅰ			
	16単位	28単位	6単位	9単位	
	教職 科目 （基礎）	教育原理	障がいと教育	ICTを活用した授業構築	総合的な学習の時間
教職概論		初等科課程編成論	幼稚園教育実習Ⅰ	特別活動指導論	
学校運営と制度		幼児の理解と教育相談	幼稚園教育実習Ⅱ	保育・教育実践演習（保幼小）	
教育心理学		こどもの理解と教育相談	幼稚園教育実習事前・事後指導	保幼小連携論	
特別支援教育概論		道徳教育の理論と方法	小学校教育実習		
教育課程・保育計画		教育方法論	小学校教育実習事前・事後指導		
		児童・生徒の生活と進路指導	生活の中のジェンダー		
12単位		14単位	14単位	8単位	
ゼミ ナール		ブレゼミナール	ゼミナールⅠ	卒業研究Ⅰ	
			ゼミナールⅡ	卒業研究Ⅱ	
単位数計	45単位	50単位	22単位	21単位	

総取得単位数:138単位

【履修モデル④】 幼稚園教諭一種免許状+小学校教諭一種免許状+特別支援学校一種免許状

区分	1年	2年	3年	4年	
基礎 教養 科目	キャリア研究Ⅰ	建学の精神と健康生活			
	キャリア研究Ⅱ	農園演習			
	人権教育概論	国際理解（海外研修）			
	日本国憲法	バイオサイエンス			
	消費者行動論				
	英語Ⅰ				
	英語Ⅱ				
	コンピュータリテラシーⅠ				
	コンピュータリテラシーⅡ				
	AI・データサイエンス入門				
	デジタルメディアリテラシー				
	健康スポーツ科学Ⅰ				
	健康スポーツ科学Ⅱ				
	17単位	7単位			
専門 教育 科目	教職に 関する 科目 (教科・ 指導法)	人間関係	健康	生活科教育概論	こどもの表現（総合劇演習）
		環境	表現	健康の指導法	こどもの食と栄養Ⅰ
		言葉	国語科教育論	表現の指導法	こどもの食と栄養Ⅱ
		領域のねらい	算数科教育論	生活科指導法	知的障害児の心理・生理・病理
		社会科教育論	理科教育論	家庭科指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理
		音楽教育理論	家庭科教育論	知的障害児教育	病弱児の心理・生理・病理
		造形の理論	体育	知的障害児指導法	視覚障害児教育総論
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ	英語科教育概論	肢体不自由児教育	聴覚障害児教育総論
		こどもの造形Ⅰ	環境の指導法	肢体不自由児指導法	
			人間関係の指導法	病弱児教育	
		言葉の指導法	発達障害児教育総論		
		領域の指導法			
		国語科指導法			
		社会科指導法			
		算数科指導法			
		理科指導法			
		体育科教育実践法Ⅰ			
		英語科指導法			
	16単位	26単位	18単位	13単位	
	教職 科目 (基礎)	教育原理	障がいと教育	ICTを活用した授業構築	総合的な学習の時間
教職概論		初等科課程編成論	幼稚園教育実習Ⅰ	特別活動指導論	
学校運営と制度		幼児の理解と教育相談	幼稚園教育実習Ⅱ	特別支援学校教育実習	
教育心理学		こどもの理解と教育相談	幼稚園教育実習事前・事後指導	特別支援学校教育実習事前・事後指導	
特別支援教育概論		道徳教育の理論と方法	小学校教育実習	保育・教育実践演習（保幼小）	
教育課程・保育計画		教育方法論	小学校教育実習事前・事後指導	保幼小連携論	
		児童・生徒の生活と進路指導	生活の中のジェンダー	地域と学校	
				現代教員論	
				教育社会学	
12単位	14単位	14単位	17単位		
保 育 士 科 目					
ゼ ミ ナ ー ル		プレゼミナール	ゼミナールⅠ	卒業研究Ⅰ	
			ゼミナールⅡ	卒業研究Ⅱ	
	計	1単位	2単位	4単位	
単位数計	45単位	46単位	34単位	34単位	

総取得単位数:161単位

本履修モデルに基づき免許・資格取得を希望する場合、成績・履修状況、志望動機などを確認の上、学科会議、教職課程委員会、教授会等の承認を得る必要がある。

【履修モデル⑨】 小学校教諭一種免許状+特別支援学校一種免許状+保育士資格

区分	1年	2年	3年	4年	
基礎 教養 科目	キャリア研究Ⅰ	建学の精神と健康生活			
	キャリア研究Ⅱ	農園演習			
	人権教育概論	国際理解（海外研修）			
	日本国憲法	バイオサイエンス			
	消費者行動論				
	英語Ⅰ				
	英語Ⅱ				
	コンピュータリテラシーⅠ				
	コンピュータリテラシーⅡ				
	AI・データサイエンス入門				
	デジタルメディアリテラシー				
	健康スポーツ科学Ⅰ				
	健康スポーツ科学Ⅱ				
	17単位	7単位			
専門 教育 科目	教職に 関する 科目 （教科・ 指導法）	人間関係	健康	生活科教育概論	音楽教育応用（様々な楽器）
		環境	表現	生活科指導法	こどもの食と栄養Ⅰ
		言葉	国語科教育論	音楽教育基礎（ピアノ）Ⅳ	こどもの食と栄養Ⅱ
		領域のねらい	算数科教育論	音楽教育応用（わらべうた）	知的障害児の心理・生理・病理
		社会科教育論	理科教育論	家庭科指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理
		音楽教育理論	家庭科教育論	体育科教育実践法Ⅱ	病弱児の心理・生理・病理
		造形の理論	体育	知的障害児教育	視覚障害児教育総論
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ	英語科教育概論	知的障害児指導法	聴覚障害児教育総論
		こどもの造形Ⅰ	領域の指導法	肢体不自由児教育	
			国語科指導法	肢体不自由児指導法	
			社会科指導法	病弱児教育	
			算数科指導法	発達障害児教育総論	
			理科指導法		
			音楽教育基礎（ピアノ）Ⅱ		
			音楽教育基礎（ピアノ）Ⅲ		
			こどもの造形Ⅱ		
		体育科教育実践法Ⅰ			
		英語科指導法			
		16単位	26単位	19単位	13単位
	教職科 目（基礎）	教育原理	障がいと教育	ICTを活用した授業構築	総合的な学習の時間
教職概論		初等科課程編成論	小学校教育実習	特別活動指導論	
学校運営と制度		こどもの理解と教育相談	小学校教育実習事前・事後指導	特別支援学校教育実習	
教育心理学		道徳教育の理論と方法		特別支援学校教育実習事前・事後指導	
特別支援教育概論		教育方法論		保育・教育実践演習（保幼小）	
教育課程・保育計画		児童・生徒の生活と進路指導		保幼小連携論	
		12単位	12単位	7単位	11単位
保育士 科目	保育原理	こども家庭福祉演習Ⅰ	こども家庭支援の心理学	こども家庭支援論	
	こども家庭福祉	こども家庭福祉演習Ⅱ	乳児保育Ⅱ	こどもの保健	
	社会福祉	社会的養護Ⅰ	こどもの健康と安全	発達心理学	
	障害児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	社会的養護Ⅱ	保育指導論	
		障害児保育Ⅱ	子育て支援	保育実習Ⅱ（保育所）	
			保育実習ⅠA（保育所）	保育実習指導Ⅱ（保育所）	
			保育実習ⅠB（施設）		
			保育実習指導Ⅰ		
	7単位	7単位	12単位	11単位	
ゼミ ナール		プレゼミナール	ゼミナールⅠ	卒業研究Ⅰ	
			ゼミナールⅡ	卒業研究Ⅱ	
単位数計	52単位	53単位	40単位	39単位	

総取得単位数:184単位

本履修モデルに基づき免許・資格取得を希望する場合、成績・履修状況、志望動機などを確認の上、学科会議、教職課程委員会、教授会等の承認を得る必要がある。

【履修モデル⑥】幼稚園教諭一種免許状+小学校教諭一種免許状+保育士資格

区分	1年	2年	3年	4年	
基礎 教養 科目	キャリア研究Ⅰ	建学の精神と健康生活			
	キャリア研究Ⅱ	農園演習			
	人権教育概論	society5.0の世界			
	日本国憲法	国際理解（海外研修）			
	消費者行動論				
	英語Ⅰ				
	英語Ⅱ				
	コンピュータリテラシーⅠ				
	コンピュータリテラシーⅡ				
	AI・データサイエンス入門				
	デジタルメディアリテラシー				
	健康スポーツ科学Ⅰ				
	健康スポーツ科学Ⅱ				
	17単位	7単位			
専門 教育 科目	人間関係	健康	生活科教育概論	こどもの表現（総合劇演習）	
	環境	表現	健康の指導法	音楽教育応用（様々な楽器）	
	言葉	国語科教育論	表現の指導法	こどもの食と栄養Ⅰ	
	領域のねらい	算数科教育論	生活科指導法	こどもの食と栄養Ⅱ	
	社会科教育論	理科教育論	音楽教育基礎（ピアノ）Ⅳ		
	音楽教育理論	家庭科教育論	音楽教育応用（わらべうた）		
	造形の理論	体育	家庭科指導法		
	音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ	英語科教育概論	体育科教育実践法Ⅱ		
	こどもの造形Ⅰ	環境の指導法			
		人間関係の指導法			
		言葉の指導法			
		領域の指導法			
		国語科指導法			
		社会科指導法			
		算数科指導法			
		理科指導法			
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅱ			
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅲ			
		こどもの造形Ⅱ			
		体育科教育実践法Ⅰ			
		英語科指導法			
	16単位	29単位	9単位	4単位	
	教職 科目 （基礎）	教育原理	障がいと教育	ICTを活用した授業構築	総合的な学習の時間
		教職概論	初等科課程編成論	幼稚園教育実習Ⅰ	特別活動指導論
学校運営と制度		幼児の理解と教育相談	幼稚園教育実習Ⅱ	保育・教育実践演習（保幼小）	
教育心理学		こどもの理解と教育相談	幼稚園教育実習事前・事後指導	保幼小連携論	
特別支援教育概論		道德教育の理論と方法	小学校教育実習		
教育課程・保育計画		教育方法論	小学校教育実習事前・事後指導		
		児童・生徒の生活と進路指導			
12単位		14単位	12単位	8単位	
保育 士 科目	保育原理	こども家庭福祉演習Ⅰ	こども家庭支援の心理学	こども家庭支援論	
	こども家庭福祉	こども家庭福祉演習Ⅱ	乳児保育Ⅱ	こどもの保健	
	社会福祉	社会的養護Ⅰ	こどもの健康と安全	発達心理学	
	障害児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	社会的養護Ⅱ	保育指導論	
		障害児保育Ⅱ	子育て支援	保育実習Ⅱ（保育所）	
			保育実習ⅠA（保育所）	保育実習指導Ⅱ（保育所）	
			保育実習ⅠB（施設）		
			保育実習指導Ⅰ		
7単位	7単位	12単位	11単位		
ゼミ ナール		プレゼミナール	ゼミナールⅠ	卒業研究Ⅰ	
			ゼミナールⅡ	卒業研究Ⅱ	
単位数計	52単位	58単位	35単位	27単位	

総取得単位数:172単位

本履修モデルに基づき免許・資格取得を希望する場合、成績・履修状況、志望動機などを確認の上、学科会議、教職課程委員会、教授会等の承認を得る必要がある。

【履修モデル①】幼稚園教諭一種免許状+小学校教諭一種免許状+特別支援学校一種免許状+保育士資格

区分	1年	2年	3年	4年
基礎 教養 科目	キャリア研究Ⅰ	建学の精神と健康生活		
	キャリア研究Ⅱ	農園演習		
	人権教育概論	society5.0の世界		
	日本国憲法	国際理解（海外研修）		
	消費者行動論			
	英語Ⅰ			
	英語Ⅱ			
	コンピュータリテラシーⅠ			
	コンピュータリテラシーⅡ			
	AI・データサイエンス入門			
	デジタルメディアリテラシー			
	健康スポーツ科学Ⅰ			
	健康スポーツ科学Ⅱ			
	17単位	7単位		
専門 教育 科目	人間関係	健康	生活科教育概論	こどもの表現（総合劇演習）
	環境	表現	健康の指導法	音楽教育応用（様々な楽器）
	言葉	国語科教育論	表現の指導法	こどもの食と栄養Ⅰ
	領域のねらい	算数科教育論	生活科指導法	こどもの食と栄養Ⅱ
	社会科教育論	理科教育論	音楽教育基礎（ピアノ）Ⅳ	知的障害児の心理・生理・病理
	音楽教育理論	家庭科教育論	音楽教育応用（わらべうた）	肢体不自由児の心理・生理・病理
	造形の理論	体育	家庭科指導法	病弱児の心理・生理・病理
	音楽教育基礎（ピアノ）Ⅰ	英語科教育概論	体育科教育実践法Ⅱ	視覚障害児教育総論
	こどもの造形Ⅰ	環境の指導法	知的障害児教育	聴覚障害児教育総論
		人間関係の指導法	知的障害児指導法	
		言葉の指導法	肢体不自由児教育	
		領域の指導法	肢体不自由児指導法	
		国語科指導法	病弱児教育	
		社会科指導法	発達障害児教育総論	
		算数科指導法		
		理科指導法		
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅱ		
		音楽教育基礎（ピアノ）Ⅲ		
		こどもの造形Ⅱ		
		体育科教育実践法Ⅰ		
		英語科指導法		
	16単位	29単位	21単位	14単位
	教職 科目 （基礎）	教育原理	障がいと教育	ICTを活用した授業構築
教職概論		初等科課程編成論	幼稚園教育実習Ⅰ	特別活動指導論
学校運営と制度		幼児の理解と教育相談	幼稚園教育実習Ⅱ	特別支援学校教育実習
教育心理学		こどもの理解と教育相談	幼稚園教育実習事前・事後指導	特別支援学校教育実習事前・事後指導
特別支援教育概論		道德教育の理論と方法	小学校教育実習	保育・教育実践演習（保幼小）
教育課程・保育計画		教育方法論	小学校教育実習事前・事後指導	保幼小連携論
		児童・生徒の生活と進路指導		
12単位		14単位	12単位	11単位
保育 士 科目	保育原理	こども家庭福祉演習Ⅰ	こども家庭支援の心理学	こども家庭支援論
	こども家庭福祉	こども家庭福祉演習Ⅱ	乳児保育Ⅱ	こどもの保健
	社会福祉	社会的養護Ⅰ	こどもの健康と安全	発達心理学
	障害児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	社会的養護Ⅱ	保育指導論
		障害児保育Ⅱ	子育て支援	保育実習Ⅱ（保育所）
			保育実習ⅠA（保育所）	保育実習指導Ⅱ（保育所）
			保育実習ⅠB（施設）	
			保育実習指導Ⅰ	
7単位	7単位	12単位	11単位	
ゼミ ナール		プレゼミナール	ゼミナールⅠ	卒業研究Ⅰ
			ゼミナールⅡ	卒業研究Ⅱ
単位数計	52単位	58単位	47単位	40単位

総取得単位数：197単位

本履修モデルに基づき免許・資格取得を希望する場合、成績・履修状況、志望動機などを確認の上、学科会議、教職課程委員会、教授会等の承認を得る必要がある。

【幼稚園】九州栄養福祉大学こども教育学部こども教育学科 実習先一覧

No	園名	所在地	受入可能人数	承諾書記載事項等
1	日の丸幼稚園	北九州市門司区大里戸ノ上2-3-37	2	
2	門司こぼと幼稚園	北九州市門司区東新町1丁目9番21号	3	
3	認定こども園東筑紫短期大学附属幼稚園	福岡県北九州市小倉北区下到津5丁目3番14号	8	
4	あかつき幼稚園	北九州市小倉北区黄金2丁目8-31	3	
5	霧ヶ丘幼稚園	北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目1-13		何人でも可能
6	光沢寺中井幼稚園	北九州市小倉北区中井2丁目17-36	5	
7	認定こども園あおば幼稚園	北九州市小倉北区上富野3丁目9-32	3	
8	認定こども園おみやの里幼稚園	北九州市小倉南区沼本町4丁目18-5	1	
9	認定こども園徳力団地幼稚園	北九州市小倉南区徳力団地1-2	6	
10	でんき幼稚園	北九州市小倉南区蜷田若園1-2-24		応相談
11	むつみ幼稚園	北九州市小倉南区葛原東4丁目3-38	3	
12	こども園きつづくらみなみ	北九州市小倉南区南方3丁目23-5	4	
13	認定こども園曾根ひかり幼稚園	北九州市小倉南区中曾根1-7-1	6	
14	こじか幼稚園	北九州市八幡西区幸神4丁目1-9	2	
15	認定こども園聖ヨゼフ幼稚園	北九州市八幡西区山寺町12-56	3	
16	本城西幼稚園	北九州市八幡西区本城1丁目15-2	2	
17	認定こども園本城東幼稚園	北九州市八幡西区本城東1-18-15	2	
18	上津役幼稚園	北九州市八幡西区上上津役4丁目18-7	2	
19	下上津役幼稚園	北九州市八幡西区下上津役1-6-2	2	
20	緑ヶ丘第二幼稚園	北九州市八幡西区相生町11-5	4	
21	光貞幼稚園	北九州市若松区ひびきの南1丁目7番地102	2	
22	乳山幼稚園	八幡東区大蔵2丁目18-8		応相談
23	苅田みどり幼稚園	京都郡苅田町小波瀬1丁目4-5	3	
24	学校法人黒田学園きらきら星幼稚園	行橋市矢留810番地	9	
25	中間東幼稚園	中間市扇ヶ浦2-22-1	5	
26	中間南幼稚園	中間市通谷5-2-1	3	
合計	26		83	

(施設)

北九州市 実習施設一覧(小学校・特別支援学校)学級数及び学校数(令和5年5月1日現在)

■小学校

所在地 (区別)	小学校名	学級数	単式学級							複式学級					特別支援学級				
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	2個 学年	3個 学年	4個 学年	5個 学年	計	知的 障害	自閉症・ 情緒障害	難聴	病弱・ 身体虚弱
門司区	大積	8	6	1	1	1	1	1	1						2		2		
	小森江	9	6	1	1	1	1	1	1						3	1	2		
	白野江	6	6	1	1	1	1	1	1										
	大里東	13	12	2	2	2	2	2	2						1	1			
	大里南	14	13	2	2	2	2	2	2	3					1	1			
	大里柳	20	18	3	3	3	3	3	3	3					2	1	1		
	田野浦	6	6	1	1	1	1	1	1	1									
	西門司	19	16	2	3	2	3	3	3	3					3	1	2		
	萩ヶ丘	13	12	2	2	2	2	2	2	2					1	1			
	柄杓田	3	1		1						2	2							
	藤松	11	9	2	1	2	1	1	1	2					2	1	1		
	松ヶ江北	7	6	1	1	1	1	1	1	1					1				1
	松ヶ江南	22	18	3	3	3	3	3	3	3					4	2	1	1	
	港が丘	13	11	1	2	2	2	2	2	2					2	1	1		
	門司海青	10	10	2	2	1	1	2	2	2									
門司中央	7	6	1	1	1	1	1	1	1					1	1				
小倉区	藍島																		
	足原	24	21	3	4	4	3	3	4						3	1	2		
	足立	7	6	1	1	1	1	1	1						1	1			
	泉台	17	16	2	3	3	3	2	3						1	1			
	到津	14	10	1	2	2	2	2	1						4	2	2		
	井堀	12	11	2	2	1	2	2	2						1	1			
	今町	7	6	1	1	1	1	1	1						1	1			
	貴船	6	6	1	1	1	1	1	1										
	清水	29	23	4	4	4	4	3	4						6	3	3		
	霧丘	20	17	3	3	2	3	3	3						3	1	2		
	小倉中央	18	12	2	2	2	2	2	2						6	2	3	1	
	桜丘	9	8	1	1	1	1	2	2						1	1			
	三郎丸	18	14	3	3	2	2	2	2						4	1	3		
	寿山	11	11	2	2	1	2	2	2										
	富野	11	9	1	1	2	1	2	2						2	2			
中井	22	18	3	3	3	3	3	3						4	2	2			
中島	8	6	1	1	1	1	1	1						2	1	1			
西小倉	30	28	5	5	4	5	4	5						2	2				
日明	19	15	2	2	3	2	3	3						4	2	2			
南丘	9	7	1	1	1	2	1	1						2		2			
南小倉	14	12	2	2	2	2	2	2						2	1	1			
小倉南区	市丸	7	6	1	1	1	1	1	1						1	1			
	合馬	6	6	1	1	1	1	1	1										
	長行	16	12	2	2	2	2	2	2						4	2	2		
	企救丘	26	20	3	3	3	4	3	4						6	2	4		
	北方	13	11	2	2	2	2	2	1						2	1	1		
	朽網	13	11	2	2	2	2	2	1						2	1	1		
	葛原	25	22	4	4	4	3	4	3						3	1	2		
	広徳	16	12	2	2	2	2	2	2						4	2	2		
	志井	20	17	3	2	3	3	3	3						3	1	2		
	城野	8	6	1	1	1	1	1	1						2	1	1		
	新道寺	7	6	1	1	1	1	1	1						1	1			
	すがお	7	6	1	1	1	1	1	1						1		1		
	曾根	30	25	5	4	4	4	4	4						5	2	3		
	曾根東	18	16	2	3	2	3	3	3						2	1	1		
	高蔵	10	8	2	1	1	1	2	1						2	1	1		
田原	22	18	3	3	3	3	3	3						4	2	2			
徳力	16	15	2	3	2	3	2	3						1	1				
長尾	15	13	3	2	2	2	2	2						2	1	1			
貫沼	19	17	3	3	3	3	2	3						2	1	1			
沼	19	16	2	3	3	2	3	3						3	1	2			
東朽網	8	8	1	2	1	2	1	1											

所在地 (区別)	小 学 校 名	学 級 数	単 式 学 級								複 式 学 級					特 別 支 援 学 級				
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	2個 学年	3個 学年	4個 学年	5個 学年	計	知的 障害	自閉症・ 情緒障害	難聴	病弱・ 身体虚弱	
一	守 恒	32	29	4	5	5	5	5	5						3	1	2			
	湯 川	22	20	4	4	3	3	3	3						2	2				
	横 代	22	18	3	3	3	3	3	3						4	3	1			
	吉 田	23	20	3	3	3	3	4	4						3	1	2			
	若 園	19	14	2	3	3	2	2	2						5	2	3			
若 松 区	青 葉	21	17	2	3	3	3	3	3						4	1	3			
	赤 崎	8	7	1	1	2	1	1	1						1	1				
	江 川	10	8	1	1	1	1	2	2						2	1	1			
	鴨 生 田	16	12	2	2	2	2	2	2						4	2	2			
	く きのうみ	8	7	1	1	1	1	2	1						1	1				
	小 石	7	6	1	1	1	1	1	1						1		1			
	高 須	12	11	1	2	2	2	2	2						1	1				
	花 房	8	6	1	1	1	1	1	1						2	1	1			
	ひ び きの	49	44	7	7	7	7	8	8						5	2	3			
	深 町	12	11	1	2	2	2	2	2						1	1				
	藤 木	14	11	2	2	2	2	2	1						3	1	2			
二 島	12	11	2	1	2	2	2	2						1	1					
若 松 中 央	16	12	2	2	2	2	2	2						4	2	2				
八 幡 東 区	祝 町	6	6	1	1	1	1	1	1											
	枝 光	9	7	1	1	1	1	2	1						2	2				
	大 蔵	11	9	1	1	2	2	1	2						2	2				
	河 内	3								3	3									
	皿 倉	21	16	2	3	3	2	3	3						5	2	3			
	高 槻	6	6	1	1	1	1	1	1											
	高 見	14	13	3	2	2	2	2	2						1		1			
	槻 田	19	17	2	3	3	3	3	3						2		2			
	花 尾	22	20	4	3	4	3	3	3						2		2			
ひ び きの 丘	9	6	1	1	1	1	1	1						3	1	2				
八 幡	14	11	2	2	1	2	2	2						3		2	1			
八 幡 西 区	青 山	14	12	2	2	2	2	2	2						2	1	1			
	赤 坂	13	10	2	2	1	2	1	2						3	1	2			
	浅 川	28	23	4	4	4	3	4	4						5	1	3	1		
	穴 生	14	13	2	2	2	3	2	2						1	1				
	池 田	14	12	2	2	2	2	2	2						2	1	1			
	医 生 丘	16	12	1	2	2	2	2	3						4	2	2			
	永 犬 丸	20	18	3	3	3	3	3	3						2	1	1			
	永 犬 丸 西	13	12	2	2	2	2	2	2						1		1			
	大 原	15	12	2	2	2	2	2	2						3	1	2			
	折 尾 西	20	18	3	3	3	3	3	3						2	1	1			
	折 尾 東	15	12	2	2	2	2	2	2						3	1	2			
	香 月	16	12	2	2	2	2	2	2						4	2	2			
	楠 橋	12	11	2	2	1	2	2	2						1	1				
	熊 西	17	15	2	2	3	3	3	2						2	1	1			
	黒 畑	16	13	2	2	2	2	2	3						3	2	1			
	黒 崎 中 央	20	16	2	3	3	2	3	3						4	2	2			
	上 津 役	23	20	4	3	3	3	3	4						3	1	2			
	木 屋 瀬	20	16	2	3	2	3	3	3						4	2	2			
	竹 末	11	11	2	2	2	2	1	2											
	千 代	18	15	2	2	3	3	2	3						3	1	2			
筒 井	11	11	2	2	2	2	2	1												
塔 野	13	12	2	2	2	2	2	2						1		1				
中 尾	16	12	2	2	2	2	2	2						4	2	2				
鳴 水	15	12	2	2	2	2	2	2						3	1	2				
則 松	15	13	2	2	2	2	3	2						2	2					
萩 原	10	6	1	1	1	1	1	1						4	1	3				
八 幡 西 区	引 野	20	18	3	3	3	3	3	3						2	1	1			
	星 ケ 丘	15	13	2	2	2	2	2	3						2	1	1			
	本 城	22	18	3	3	3	3	3	3						4	2	2			
	光 貞	20	18	3	3	3	3	3	3						2	1	1			
八 児	15	12	2	2	2	2	2	2						3	2	1				

所在地 (区別)	小 学 校 名	学 級 数	単 式 学 級								複 式 学 級				特 別 支 援 学 級				
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	2個 学年	3個 学年	4個 学年	5個 学年	計	知的 障害	自閉症・ 情緒障害	難聴	病弱・ 身体虚弱
	八 枝	20	18	3	3	3	3	3	3	3					2	1	1		
戸 畑 区	あやめが丘	14	14	2	3	3	2	2	2										
	一 枝	11	9	2	2	1	2	1	1						2	1	1		
	大 谷	11	10	1	2	2	2	1	2						1	1			
	鞘ヶ谷	9	8	1	2	1	2	1	1						1	1			
	天 籙 寺	8	6	1	1	1	1	1	1						2	1	1		
	戸畑中央	21	18	3	3	3	3	3	3						3	1	2		
	中 原	16	12	2	2	2	2	2	2						4	2	2		
牧 山	13	11	2	2	2	1	2	2						2	1	1			
合計	127	1,882	1,592								5				285				

(校)

■特別支援学校

(所在地 区別)	部	学 級 数									
		総数	単 式								複式
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年		
門 司 綜 合	計	46	45	11	10	12	5	3	4	1	
	小学部	21	21	3	4	2	5	3	4		
	中学部	12	11	4	2	5				1	
	高等部	13	13	4	4	5					
小 倉 北	計	35	34	8	10	8	3	2	3	1	
	小学部	19	18	3	4	3	3	2	3	1	
	中学部	7	7	2	2	3					
	高等部	9	9	3	4	2					
小 倉 綜 合	計	63	57	10	13	22	5	3	4	6	
	小学部	29	26	2	5	7	5	3	4	3	
	中学部	16	14	3	5	6				2	
	高等部	18	17	5	3	9				1	
小 倉 南	計	50	47	14	11	12	3	3	4	3	
	小学部	20	18	3	3	2	3	3	4	2	
	中学部	12	11	4	3	4				1	
	高等部	18	18	7	5	6					
小 池	計	33	32	10	7	8	2	2	3	1	
	小学部	16	16	3	2	4	2	2	3		
	中学部	8	7	3	2	2				1	
	高等部	9	9	4	3	2					
八 幡	計	42	40	11	10	8	4	3	4	2	
	小学部	20	19	3	3	2	4	3	4	1	
	中学部	11	10	4	3	3				1	
	高等部	11	11	4	4	3					
八 幡 西	計	32	28	5	8	8	2	2	3	4	
	小学部	16	13	1	2	3	2	2	3	3	
	中学部	8	7	1	4	2				1	
	高等部	8	8	3	2	3					
九 州 中 央 高 等 学	計	11	11	4	3	4					
	小学部										
	中学部										
	高等部	11	11	4	3	4					
合計	8	312	294							18	

(校)

※生徒総数などの詳細につきましては、別紙教育調査統計資料をご参照ください。

【児童養護施設】九州栄養福祉大学こども教育学部こども教育学科 実習先一覧

No	施設名	所在地	受入可能人数	承諾書記載事項等
1	児童養護施設門司ヶ関学園	北九州市門司区大字畑1808 - 6	4	
2	児童養護施設天使育児園	北九州市門司区光町1-4-13	2	
3	社会福祉法人双葉会児童養護施設双葉学園	福岡県北九州市小倉南区長行東3丁目13-28	5	男性：2、女性：3
4	児童養護施設聖小崎ホーム	福岡県北九州市八幡西区本城東三丁目2番35号	3	
5	児童養護施設双葉学園みのり	福岡県北九州市八幡西区西川頭町3番5号	3	
6	児童養護施設若松児童ホーム	北九州市若松区大池町1-1		要相談
7	児童養護施設暁の鐘学園	北九州市若松区青葉台西6丁目1番4号	2	
8	児童養護施設報恩母の家	福岡県遠賀郡岡垣町海老津3-8-1	4	
9	社会福祉法人誠慈会児童養護施設誠慈学園	田川郡大任町大字今任原3596	4	
10	児童養護施設なかべ学院	山口県下関市彦島角倉町3-6-17	2	
11	児童養護施設清浄園	大分県中津市大貞383	6	
12	北九州乳児園	福岡県北九州市小倉南区八幡町11-7	4	
13	社会福祉法人鞍手乳児院	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延448番地11	4	
14	乳児院なかべ学院	山口県下関市古屋町1-2-56	4	10日間実習
15	北九州市立八幡母子寮	福岡県北九州市八幡東区尾倉3丁目4-36 わかくさ八幡	2	
16	北九州市子ども総合センター	北九州市戸畑区汐井町1番6号	1	
17	障害児入所施設小池学園	北九州市若松区大字小敷566-8	5	
18	穂波学園	福岡県飯塚市庄司1150	4	
19	北九州市立到津ひまわり学園	北九州市小倉北区下到津1丁目8番8号	4	
20	あゆみひまわり学園	福岡県北九州市小倉南区津田一丁目13番16号	3	
21	北九州市立総合療育センターにこにこ通園	北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号	2	
22	北九州市立若松ひまわり学園	北九州市若松区原町12番34号	3	
23	北九州市立総合療育センター西部分所きらきら通園	北九州市八幡西区若葉1丁目8番1号	2	
24	児童発達支援センター引野ひまわり学園	北九州市八幡西区鉄王1丁目11番30号	5	
25	児童発達支援センター恵光園こどもの家	福岡県豊前市大字荒堀37-12	4	
26	福祉型児童発達支援センターはたぶ園	山口県下関市幡生本町26-12	2	年間25名可
27	社会福祉法人嘉穂郡社会福祉協会児童養護施設田川湯山荘	田川郡香春町大字高野699番地		要相談
合計	27		84	

(施設)

【保育園／保育所】九州栄養福祉大学こども教育学部こども教育学科 実習先一覧

No	施設名	所在地	受入可能人数	承諾書記載事項等
1	新栄たてまち保育園	北九州市小倉北区豎町二丁目2番16号		要相談
2	広済寺保育園	北九州市門司区大里東四丁目11番11号	2	
3	藤松保育園	北九州市門司区藤松二丁目2-36	2	
4	NINARUふじまつ保育園	北九州市門司区藤松二丁目6-24	3	
5	古城保育園	北九州市門司区東本町2-4-7	3	
6	認定こども園長浜保育園	北九州市小倉北区長浜町2-27	5	
7	清水保育所	北九州市小倉北区弁天町10-1	3	
8	神岳保育園	北九州市小倉北区神岳二丁目10-31	2	
9	光沢寺保育園	北九州市小倉北区緑ヶ丘1丁目8-14		相談に応じる
10	認定こども園あけぼの愛育保育園	北九州市小倉南区沼緑町二丁目1-3-9	6	
11	認定こども園大浜保育園	北九州市小倉南区中曽根東4-19-8	2	
12	認定こども園ひびきの保育園	北九州市若松区塩屋3丁目21番1号	2	
13	認定こども園高見の森保育園	福岡県北九州市八幡東区高見5丁目3-6	2	
14	認定こども園栄美保育園	北九州市八幡西区大浦2丁目14番7号	2	
15	認定こども園別所保育園	北九州市八幡西区別所町3-53	5	
16	聖愛保育園	北九州市八幡西区香月西2丁目4-35	2	
17	永犬丸保育所	北九州市八幡西区八枝三丁目8-1	3	
18	千防保育所	北九州市戸畑区千防1丁目1-15	2	
19	てんらいじほいくえん	北九州市戸畑区菅原1-5-7	3	
20	認定こども園コスモス	行橋市南泉2丁目18-40	4	
21	認定こども園ときいろ	行橋市大字宝山706番地	4	
22	認定こども園太陽の森	京都郡みやこ町勝山黒田849番地	4	
23	認定こども園ボランのひろば	京都郡みやこ町田中241-4	12	希望に応じて対応
24	認定こども園Cuddle	京都郡みやこ町犀川本庄442	2	
25	北九州市立西戸畑保育所	福岡県北九州市戸畑区南鳥旗町3-17	2	
26	北九州市立蜷田保育所	北九州市小倉南区横代東町二丁目1-10	3	
合計	26		80	

**こども教育学部 こども教育学科**  
**学術及び教育・研究に寄与する雑誌一覧**

雑誌名	出版社
<b>【新規購入予定】和雑誌</b>	
・教育科学国語教育	明治図書出版株式会社
・社会科教育	明治図書出版株式会社
・新しい算数研究	東洋館出版社
・理科の教育	東洋館出版社
・教育音楽 小学版	音楽之友社
・教育美術	教育美術振興会
・体育科教育	大修館書店
・英語教育	大修館書店
・実践みんなの特別支援教育	学習研究社
・道徳教育	明治図書出版株式会社
・たのしい授業	仮説社
<b>【所蔵】和雑誌</b>	
・PriPri	世界文化社
・保育とカリキュラム	ひかりのくに
・保育の友	全国社会福祉協議会
・保育学研究	日本保育学会
・保育通信	全国私立保育連盟
・こどもと発育発達	杏林書院
・新聞記事からできた本 こども	クマノミ出版
・保育ナビ	フレーベル館
・初等教育資料	東洋館出版社
・教育と医学	慶応義塾大学出版会
・日本児童文学	日本児童文学者協会
・家教連・家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
・日本家政学会誌	日本家政学会
・家政学研究	奈良女子大学家政学会
・月刊ピアノ	ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス
・特別支援教育研究	東洋館出版社
・PriPriパレット	世界文化社
・こころの科学	日本評論社
・そだちの科学	日本評論社
・教育心理学研究	日本教育心理学会
・臨床心理学	金剛出版
・教員養成セミナー	時事通信出版局
・教職課程	共同出版
<b>【新規購入予定】外国雑誌(OJ)</b>	
・ American Journal of Education	The University of Chicago Press
・ Comparative Education Review	The University of Chicago Press
・ Harvard Educational Review	Harvard Education Press
・ Library Quarterly	The University of Chicago Press

## 九州栄養福祉大学教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州栄養福祉大学学則第57条の規定に基づき、教授会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 九州栄養福祉大学に教授会を置く。教授会は学長、学長補佐及び当該学部に所属する教授をもって組織する。

2 教授会は、学長が必要と認めるときは、准教授、講師及び助教、その他の専門性を有する職員を加えて、「拡大教授会」とし、本規程第3条に規定する事項について審議することができる。

(審議事項等)

第3条 教授会は次に掲げる教育研究に関する事項を審議する。尚、教授会は次の事項に関して、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学位の授与

二 学則及びその他学内規則の制定・改廃に関する事項

三 教育課程及び授業に関する事項

四 入学試験に関する事項

五 学生の試験並びに課程修了に関する事項

六 学生の入学、成績考査及び卒業に関する事項

七 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項

八 教員の教育研究及び教育研究業績等の審査に関する事項

但し、資格審査に関する教育研究業績等の審査に関しては、「九州栄養福祉大学教員選考規程」に基づくものとする。

九 自己点検・評価に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の招集)

第4条 教授会は学長がこれを招集する。ただし学長にやむを得ざる支障ある場合は、学長補佐がこれに代わって招集することがある。

2 学長は教授会の構成員の3分の2以上から議題を示して要求があった場合には、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。

3 学長は教授会の議長となる。ただし学長にやむを得ざる支障ある場合は、学長補佐が代行する。

(議事)

第5条 教授会は構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することは出来ない。

2 教授会の議事は、出席者の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(開会日)

第6条 教授会は原則として毎月第4月曜日に開会する。

(委員会など)

第7条 教授会に設ける委員会は、常置の委員会と随時に特設する委員会の二種類とする。

2 委員会に関する規程は別に定める。

(事務)

第8条 教授会の事務は、教務課において処理する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は平成29年4月1日から施行する。

# 九州栄養福祉大学教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東筑紫学園就業規則第32条及び33条の規定により九州栄養福祉大学において任用される教員の選考等に関する基準及び手続きについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教員 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。
- 二 任用 採用（配置換えによる転入を含む。）及び昇格をいう。

(教授の資格)

第3条 教授になることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第 3 条又は第 4 条各号のいずれかに該当する者
  - 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
  - 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- （助手の資格）

第 7 条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（非常勤講師の資格）

第 8 条 非常勤講師となることのできる者は、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条のいずれかに該当する者とする。

（教員資格等審査委員会）

第 9 条 教授会に、教員の資格等を審査するために教員資格等審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

（資格審査委員会の組織）

第 10 条 資格審査委員会は、学長が委嘱した者で組織する。

（委員長）

第 11 条 委員長は、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（教授会への報告）

第 12 条 資格審査委員会は調査審議した結果を教授会へ報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 九州栄養福祉大学常置委員会運営規程

(総則)

第1条 教授会規程第7条第2項の規定によりこの規程を定める。

(常置委員会の種類)

第2条 常置委員会は次のとおりとする。

- 一 教務委員会
- 二 学生委員会
- 三 厚生委員会
- 四 図書館運営委員会

第3条 常置委員会は各委員会の事項を適正かつ効果的にするため自主的に審議し、その結果を教授会に報告するものとする。但し、学長の判断により、内容によっては、必要に応じて審議を行い、その最終決定は学長が行う。

(権限)

第4条 各常置委員会は教授会の精神にのっとり審議運営される教授会の付託審議機関である。

- 2 各常置委員会で審議された内容について教授会はこれを尊重しなければならない。

(構成)

第5条 常置委員会は教授会により推薦された教職員によって構成する。

- 2 各常置委員会の委員の構成方法は別に定める。
- 3 各常置委員会は委員長を互選する。
- 4 各委員長は必要に応じ委員長会を開くことができる。

(審議事項)

第6条 常置委員会はそれぞれの審議事項について審議する。

- 2 それぞれの審議事項は別に定める。

(招集)

第7条 常置委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長が事故あるときは、互選により選出された委員が、その任を代行する。
- 3 各常置委員会は学長、教授会、委員長が必要と認めるとき、及び構成員の4分の1以上の要求のあったとき招集する。

(議長)

第8条 各常置委員会の議長は委員長とする。

(開始予告)

第9条 各常置委員会は招集の必要あるとき、その3日前に日時、場所及び議題を各所属委員に示達しなければならない。

2 ただし緊急な場合はこの限りではない。

(成立)

第10条 各常置委員会は構成員の過半数が出席することによって成立する。

(議決)

第11条 各常置委員会の議決は出席者の3分の2以上をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議事を採決する場合に議長は加わらないものとする。

3 議事はこれを記録して保管し、その事務は互選により書記を設けて処理する。

(その他)

第12条 各常置委員会の細則は別に定める。

(任期)

第13条 各常置委員の任期は4月1日から3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規程は平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

## 九州栄養福祉大学常置委員会審議事項

第1条 常置委員会運営規程第6条第2項の規定により各常置委員会審議事項を定める。

第2条 教務委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 教育・研究の企画・立案・実施に関する事項
- 二 研究紀要に関する事項。ただし実施については編集委員会が行う。
- 三 教育課程の編成・変更・実施に関する事項
- 四 学生の学業成績に関する事項
- 五 学籍に関する事項
- 六 研究生・委託生・科目等履修生・特別聴講学生に関する事項

第3条 学生委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 学生の生活指導に関する事項
- 二 学生の賞罰に関する事項
- 三 学友会活動に関する事項
- 四 学友会館等の運営に関する事項

第4条 厚生委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 学生の厚生に関する事項（学生の健康管理・就職・奨学等）
- 二 学生の厚生施設に関する事項（学生寮・下宿・食堂・売店等）
- 三 授業料・その他諸納入金の減免に関する事項

第5条 図書館運営委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 図書館の予算・決算に関する事項
- 二 図書館資料の選択、管理運用に関する事項
- 三 図書館諸規程の改廃に関する事項
- 四 視聴覚に関する事項
- 五 その他、図書館の管理運営に関する事項

2 図書館は東筑紫短期大学と共用のために、東筑紫短期大学図書館運営委員会と協調（共同）して運営しなければならない。

附 則

- 1 この規則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は平成16年4月1日から施行する。
- 3 この改正規則は平成27年4月1日から施行する。

## 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学教職課程委員会規程

- 第1条 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学に、教職課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2条 教職指導体制確立のため教職課程委員会を設置し、教職課程に関する次の事項を審議する。
- (1) 課程編成に関すること。
  - (2) カリキュラムの検証及び改善に関すること。
  - (3) 課程認定に関すること。
  - (4) 教育実習に関すること。
  - (5) 教員免許状更新講習に関すること。
  - (6) その他必要な事項。
- 第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。
- (1) 学長補佐
  - (2) 教職課程主任教授及び委員長が指名した教職課程に係る科目の担当教員
  - (3) 教務部長
  - (4) 教務課長
  - (5) その他、委員長が指名した者
- 2 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第4条 委員会に委員長を置き、学長補佐がその任に当たる。
- 2 委員長は、委員会の業務を総括するとともに、委員会を招集し、その議長となる。
- 第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 第7条 委員会の事務は、教務部教務課において処理する。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

- この規程は平成21年4月1日から施行する。  
この改正規程は平成29年4月1日から施行する。

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学倫理委員会規程

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

(設置)

第 1 条 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学（以下「本学」という。）に、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学において行われる人間を直接対象とした研究が、ヘルシンキ宣言（最新の修正を含む。）、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日文科科学省・厚生労働省告示。）に沿って正しく実施されるか否かについて審議及び審査することを目的とする。

(審議及び審査事項)

第 3 条 委員会は、次の事項について審議及び審査する。

- 一 前条に関する問題について学長から諮問があった事項
- 二 研究等の実施計画の適否に関する事項
- 三 委員会が必要と認めた事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長補佐 3 名
  - 二 学部長 2 名
  - 三 教務部長 2 名
  - 四 九州栄養福祉大学（各学部）から選出された教員 若干名
  - 五 東筑紫短期大学から選出された教員 若干名
  - 六 教務部、学生部、事務部から選出された職員 若干名
  - 七 学外の学識経験者 1 名
  - 八 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる学外の者 1 名
- 2 委員会が必要と認めるときは、特定の審議事項について学外の学識経験者から意見を聴くことができる。

(委嘱)

第 5 条 前条第 1 項に定める委員は、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学の各教授会の議を経て、学長がこれを委嘱する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号に規定する学長補佐をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第7条 第4条第1項第3号から第7号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議の開催)

第8条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上の者から付議すべき事項を示して開催請求があったときは、臨時に委員会を開催することができる。

(申請及び審査結果)

第9条 研究等を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、倫理審査申請書（様式第1号）に所要事項を記入のうえ、当該申請者の所属する九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学の学科長（以下「所属長」という。）を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 学長は、倫理審査申請書を受理したときは、当該申請に係る研究等の実施計画の適否について、委員会の意見を求めるものとする。
- 3 委員会は、前項の学長から諮問があった研究等について審査を終了したときは、その結果を文書により学長に答申するものとする。
- 4 学長は、委員会の答申を尊重して当該研究等の実施の可否について決定し、審査結果通知書（様式第2号）により、所属長を経て申請者に通知するものとする。

(会議及び議決)

第10条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、研究等に関する審査の判定を行う場合は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。ただし、研究等に関する審査の判定については、次の各号に掲げる表示により行うものとし、出席委員の3分の2以上をもって決する。
  - 一 承認
  - 二 条件付承認
  - 三 変更の勧告

- 四 不承認
- 五 非該当
- 六 その他

4 第4条第1項に定める委員が、研究等に関する審査の申請をした場合、当該委員は、その審査の審議及び議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第11条 委員会が必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(答申又は報告)

第12条 委員会は、第3条第1項第1号から第3号に規定する事項について審議を終了したときは、その結果を文書により学長に答申又は報告するものとする。

(研究等の内容の変更)

第13条 第9条第4項の規定に基づき研究等の実施を認められた者(以下「研究者」という。)は、当該研究等の内容を変更しようとするときは、その都度、倫理審査変更申請書(様式第3号)に所要事項を記入のうえ、所属長を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 第9条第2項、第3項及び第4項の規定は、研究等の内容の変更申請について準用する。

(報告義務等)

第14条 研究者は、研究等を終了又は中止したときは、研究等終了・中止・経過報告書(様式第4号)により、学長に報告しなければならない。

2 研究者は、研究等の期間が1年を超えるときは、1年ごとに当該研究等の経過を前項の報告書により、学長に報告しなければならない。

3 学長は、必要があると認めるときは、前項の報告を受けた研究等の実施状況について、委員会の意見を求めるものとする。

4 委員会は、前項の学長から諮問があった研究等について審査を終了したときは、その結果を文書により学長に答申するものとする。

5 学長は、前項の答申を受け必要があると認めるときは、研究者に対して当該研究等の内容の変更又は中止を命ずるものとする。

(議事録及び審査記録の保存)

第15条 委員会には、議事録及び審査記録を備えなければならない。

2 前項の議事録は、次回の委員会に提出し、その承認を得なければならない。

3 議事録及び審査記録は、これを永久に保存する。

(議事録及び審査記録の閲覧又は公開)

第 16 条 委員会は、前条の議事録及び審査記録の閲覧又は公開の申請があったときは、学長の許可を得て、原則としてこれを閲覧させ、又は公開するものとする。ただし、個人の人権又は研究内容に関する知的財産権の保護に支障をきたすおそれがある項目については非公開とすることができる。

(専門委員会)

第 17 条 委員会には、専門的事項について調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、委員会の議を経て、学長がこれを委嘱する。
- 3 専門委員会で調査審議した事項は、委員会に報告しなければならない。
- 4 専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(モニタリング及び監査)

第 18 条 研究者は、研究の信頼性の確保に努めなければならない。

- 2 研究者は、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、倫理委員会による審査を通過し、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。
- 3 研究者は、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるようモニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 4 研究者は、監査の対象となる研究等の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
- 5 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究者に報告しなければならない。
- 6 監査に従事する者は、当該監査の結果を研究者に報告するとともに、所属長を経て学長に報告しなければならない。
- 7 モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(教育・研修)

第 19 条 学長及び所属長は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。

- 2 研究者は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受け、かつ、研究期間中も適宜継続して教育・研修を受けなければならない。
- 3 倫理委員会委員は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要知識を習得するための教育・研修を受け、かつ、その後も適宜継続して教育及び研修を受けなければならない。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

(事務処理)

第 21 条 委員会の庶務は、倫理委員会事務局において処理する。

(雑 則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 18 条の規程は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

## 倫 理 審 査 申 請 書

年 月 日

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学

学長 殿

所 属

職 名

申請者名

㊞

所属長名

㊞

※受付番号第 号

1	課題名			
2	実施責任者	所属	職名	氏名
3	実施分担者	所属	職名	氏名
4	実施事項等の概要 (1) 目的 (2) 対象 (3) 方法 (4) 評価内容 (5) 期待される成果 (6) その他			
5	実施計画（詳細を明記のこと） (1) 対象：主な選択基準、主な除外基準 (2) 方法 (3) 評価内容：主要評価項目、副次的評価項目 (4) 期間：○年○月～○年○月 (5) 場所（施設・機関） (6) 研究の終了、中止・中断基準 (7) 有害事象 (8) 統計解析			

6	研究の客観的意義（研究の科学的合理性の根拠）
7	<p>実施事項等における倫理的配慮について</p> <p>(1) 対象者の自由な選択の保障</p> <p>(2) 対象者のプライバシー確保に関する対策</p> <p>(3) 対象者に理解を求め、同意を得る方法（インフォームドコンセントの手順：説明書、同意書、撤回書）</p> <p>(4) 研究結果の対象者への開示及び公表の方法</p> <p>(5) 対象者から採取した生体試料の取り扱いについて（保管・廃棄方法など）</p> <p>(6) 対象者から採取した生体試料の目的外利用について</p> <p>(7) モニタリング及び監査方法（侵襲を伴う介入研究の場合。但し、軽微な侵襲を除く）</p> <p>(8) 倫理委員会の審査（複数施設にまたがる場合）</p>
8	考えられる対象者への危険性及び不利益並びにそれらが生じた場合の措置方法
9	<p>研究の費用</p> <p>(1) 研究の資金源および利益相反</p> <p>(2) 被験者への金銭の支払い</p>
10	知的財産権の発生について
11	緊急時の連絡先
12	その他

注：※印は記入しないこと

(様式第2号)

## 審査結果通知書

年 月 日

申請者

殿

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学  
学長 ⑩

受付番号第 号

課題名

研究者名

上記課題の実施の可否については、 年 月 日の九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学倫理委員会の審査結果を踏まえ、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

内 決 容 定	承認 条件付承認 変更の勧告 不承認 非該当 その他
帯 承 条 認 件 附	1 実施事項等の対象となる者の同意書の写しを、速やかに提出すること。 2 実施結果等は、速やかに報告すること。なお、一定期間経過観察を必要とするものについては、適宜経過報告を行うこと。
不 条 承 件 認 の 理 変 由 更 ・	

(様式第3号)

## 倫理審査変更申請書

年 月 日

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学

学長 殿

所 属

職 名

申請者名

㊞

所属長名

㊞

※受付番号第 号

1 課 題 名		
2 変更理由		
3 変更内容	変 更 前	変 更 後

注：1 ※印は記入しないこと。

2 変更内容欄は、承認された研究等に係る倫理審査申請書の申請内容のうち変更する項目ごとに記載すること。

(様式第4号)

## 研究等終了・中止・経過報告書

年 月 日

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学

学長 殿

所 属

職 名

申請者名

㊞

所属長名

㊞

※受付番号第 号

1	課題名			
2	実施責任者	所属	職名	氏名
3	実施分担者	所属	職名	氏名
4	研究等の終了、中止、経過の概要			
5	その他の報告事項			

注：※印は記入しないこと。

(様式第5号)

## 同意書

殿

令和 年 月 日

私は今回、令和〇年〇月より令和〇年〇月まで、＜施設名称＞で実施される「研究題名」について、事前に説明文書を受け取り、研究担当者から、それに基づいて研究の意義、目的、方法、対象者が被り得る不利益および危険性、個人情報の保護などに関して十分な口頭による説明を受けました。さらに私が研究の参加に同意した後も何時でも自らの意思で、研究の参加を取りやめることができること、及び研究参加を取りやめた後も何ら不利益を受けないことについても説明を受けました。

以上のことを理解した上で、私の意思により、この研究に参加することに同意いたします。

説明を受け理解した項目は次の通りです。（一列目にご自分で○を付けて下さい。）

理解の有無	項 目 内 容	説明文書項目番号
	研究の目的および方法	
	研究対象者となった理由	
	研究参加の任意性とその同意の撤回の自由	
	予測される危険性と不利益	
	個人情報の保護・保管	
	個人情報や研究結果などの匿名化	
	研究成果の公表	
	希望による研究結果の開示あるいは非開示	
	知的財産権の発生および帰属	
	費用の負担に関すること	
	利益相反について	

(本人)

(代諾者) \*必要な場合のみ

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(説明者) :

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(連絡先) :

(研究実施責任者) :  
(様式第 6 号)

## 撤回書

殿

令和 年 月 日

私は今回、令和〇年〇月より令和〇年〇月まで、<施設名称>で実施される「研究題名」について、事前に説明文書を受け取り、研究担当者から、それに基づいて研究の意義、目的、方法、対象者が被り得る不利益および危険性、個人情報の保護などに関して十分な口頭による説明を受けました。これらに同意し研究に参加しましたが、下記の理由でそれらを撤回し研究への不参加を申し出ます。なお、研究参加を取りやめた後も何ら不利益を受けないことについても説明を受けました。

参加開始年月日	令和 年 月 日
参加撤回年月日	令和 年 月 日
参加撤回理由	

(本人) (代諾者) \*必要な場合のみ  
氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

(説明者) :  
職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(連絡先) :

(研究実施責任者) :

## 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験委員会規程

### (設置)

第1条 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学における教育・研究を推進する一環として、動物愛護精神に則った適正な動物実験が行われるよう、動物実験の倫理に関する審査を行う九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験委員会（以下、「委員会」と略）をおく。

### (目的)

第2条 委員会は学長の諮問により九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学内において行われるすべての動物実験に関し、「九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針」の適正な運用を図り、同指針に定められた事項について調査、審議をなし、その結果を学長に報告、助言すると共に、実験者に対して、適正な動物実験が行われるよう指導および助言することを目的とする。

### (組織)

第3条 上記の目的を達成するために、委員会は次の各号に掲げる委員の参加をもって組織され、学長がこれを委嘱する。

- (1) 学長補佐
  - (2) 学部長及び学科長
  - (3) 実験に携わる研究者 大学短大各々 若干名
  - (4) 人文系教員 若干名
  - (5) その他、必要に応じて学長が参加を求めた者が加わることができる
- 2 前項第3号から第5号に掲げる委員は、委員長の推薦により、教授会の議を経て、学長が委嘱する。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は委員会を召集し、その議長を努める。
- 3 委員長に不都合があるときは委員長の指名する委員がその代理を努める。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(委員会の議事)

第6条 委員会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって可決することができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者が参加し、傍聴あるいは説明や意見を述べることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は委員会事務局で行う。事務局は委員の中から若干名選出する。尚、委員会の事務処理は庶務課にて行う。

(英名表示)

第9条 この委員会の英名表示は、「Kyushu Nutrition Welfare University and Higashichikushi Junior College Animal Care and Use Committee」とする。

(附則)

- 1 この規程は平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 九州栄養福祉大学自己点検・評価委員会規程

### (設置)

第1条 本学に、九州栄養福祉大学学則第2条第2項及び九州栄養福祉大学大学院学則第49条第2項の規定に基づき、九州栄養福祉大学自己点検・評価委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 本委員会は九州栄養福祉大学及び大学院の教育水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について点検・評価を行い公表することを目的とする。

### (組織)

第3条 本委員会は学長、学長補佐、学部長、研究科長、学生部長、教務部長、図書館長、事務部長、学科長及び各職域の代表者をもって組織する。

### (運営)

第4条 本委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

### (外部評価)

第5条 本学が、相互評価又は外部評価を実施するとき若しくは認証評価機関による認証評価を受審するときは、本委員会が担当する。

認証評価を受審する当該年度の自己点検・評価委員会を認証評価委員会と称する。

### (事務局)

第6条 本委員会の庶務は委員会事務局において処理する。

### 附 則

- 1 この規程は平成13年4月1日から施行する。
- 2 本委員会は、東筑紫短期大学自己点検・評価委員会と合同で開催することがある。
- 3 この改正規程は平成17年4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は平成20年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程は平成28年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程は平成29年4月1日から施行する。